

入札契約制度の変更等に関する質問回答

	質問内容	回答内容
1	予定価格を事後公表とした理由、主旨を教えてください。	国の指針により入札の適正化を図るため、予定価格の事後公表化が推進されており、本市においても、適正な積算による入札を促進するために事後公表を試行するものです。
2	今回の変更で年々激しさを増すダンピングともいえる低価格での受注を防止しようと考えていますか。また防止できると考えていますか。	ダンピングについては、防止する必要があります。ただし、予定価格の事後公表化が落札率に与える影響については、各自治体によっても結果はさまざまであり、事後公表が低入札の防止に必ずしも効果があるとは限りません。入札制度については、今後の入札状況を精査し、検討を加えていきます。
3	予定価格の50%を下回る金額での入札は無効となるようですが、さまざまな工種、業種があるなかで一律50%と定めた理由及び50%の根拠は何ですか。	予定価格を事後公表としたことで、積算の錯誤による入札が想定されます。過去の落札率を参考に、予定価格の50%以下の入札金額は、積算になんらかの誤りがあると判断しました。
4	再度入札で落札者がでないときは、再々度入札を行いますか。	行いません。
5	加古川市建設工事入札実施要領第7条の積算内訳書の提出について、「設計図書等に含まれているものに金額等を漏れなく記入」とありますが、提出等の単純化及び経費の削減上、提出書の枚数を少なくしてほしい。各明細表まで書くとしたら、その必要性を教えてください。	入札時に各明細表の提出は必要ありませんが、適正な積算をするには明細表による積算が不可欠と考えています。

※質問内容の文言は、原文より一部修正しています。